

# 定 款

あんしん保証株式会社

令和7年6月20日改正

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、あんしん保証株式会社と称し、英文では Anshin Guarantor Service Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 保証業務
2. 不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払い
3. 不動産の売買、賃借、管理及びその仲介
4. 情報システムの企画、設計並びに提供、管理、運営に関する事業
5. 経営コンサルタント業務
6. 金融業、生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
7. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
8. 電気通信サービス及び放送サービスの加入手続きに関する代理店業務
9. 電力の小売りに関する業務
10. ガスの小売りに関する業務
11. 集金代行業務
12. ソフトウェアの企画、開発、提供、販売並びにその仲介、代理
13. 介護機器、通信機器、電気機器、美容機器、健康機器、医療機器その他各種機器類の販売並びにその仲介、代理
14. 生活トラブル解決サポートサービスの販売並びにその仲介、代理
15. コールセンターの運営代行サービスの販売並びにその仲介、代理
16. 福利厚生事務に関するサービスの販売並びにその仲介、代理
17. カードシステム機器及び情報処理カードシステム機器の販売並びにその仲介、代理
18. 各種契約の取次及び媒介
19. 住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供、相談、関係各機関との連携及びその他協力業務
20. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会、取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、63,288,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

## 第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集の時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株

主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

- 2 前項の取締役のうち5名以内を監査等委員である取締役とする。

(選任)

第18条 取締役は株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- 2 取締役(監査等委員である取締役を含む)の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 増員または補欠として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、在任取締役の任期が満了する時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
- 4 当社は、会社法第 370 条の要件を充足したときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
- 5 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 22 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 25 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- 2 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
- 3 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催するこ

とができる。

(監査等委員会規程)

第 27 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第 28 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 29 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任限定契約)

第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 31 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 32 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 33 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日を基準日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

制 定 平成 14 年 12 月 03 日  
改 正 平成 17 年 12 月 02 日  
改 正 平成 18 年 12 月 26 日

|     |                   |
|-----|-------------------|
| 改 正 | 平成 19 年 12 月 21 日 |
| 改 正 | 平成 22 年 06 月 22 日 |
| 改 正 | 平成 24 年 07 月 12 日 |
| 改 正 | 平成 25 年 11 月 20 日 |
| 改 正 | 平成 26 年 06 月 17 日 |
| 改 正 | 平成 26 年 10 月 24 日 |
| 改 正 | 平成 27 年 06 月 18 日 |
| 改 正 | 平成 27 年 06 月 19 日 |
| 改 正 | 平成 27 年 07 月 01 日 |
| 改 正 | 平成 28 年 04 月 01 日 |
| 改 正 | 平成 28 年 12 月 01 日 |
| 改 正 | 平成 30 年 06 月 20 日 |
| 改 正 | 令和 元年 06 月 19 日   |
| 改 正 | 令和 元年 08 月 19 日   |
| 改 正 | 令和 4 年 06 月 17 日  |
| 改 正 | 令和 7 年 06 月 20 日  |